

平成25年度 市・県民税 国民健康保険税の申告について

～税制改正による生命保険料控除制度改正・年少扶養控除廃止～

生命保険料控除制度改正

平成22年度の税制改正に伴い、契約日が平成24年1月1日以降の契約から一般生命保険料控除、個人年金保険料控除に加え、介護医療保険料控除が新設され限度額が、所得税4万円・住民税2万8千円へ変更になり各控除をあわせて控除適用限度額が所得税12万円へ拡充されます。（住民税は現行どおり7万円）

また、新旧契約に加入している場合は、生命保険料・個人年金保険料を別々に控除額として計算することができます。

年少扶養控除の廃止

平成22年度の税制改正に伴い平成24年度の市・県民税の所得控除から年少扶養控除等が廃止になりました。平成25年度（平成24年）分申告においては、平成9年1月2日以降生まれ（16歳未満）の年少扶養控除が廃止（33万円→0円）になり、16歳～18歳の扶養控除が減額（45万円→33万円）になります。ただし、市・県民税の非課税・判定における扶養人数には入りますので、15歳以下の方を扶養している場合はもれなく申告してください。

市・県民税の申告

平成25年度の市民税・県民税の申告が始まります。

この申告は、市民税・県民税や国民健康保険税の算出のほか、所得証明書などの税関係証明書発行や、年金免除手当支給・団地入所申込の手続きなどの際の所得確認の基礎資料となりますので、期限内にもれなく申告をお願いいたします。

申告についての詳しい内容は、1月下旬に送付予定の「申告書」及び「しおり」をご覧ください。

郵送による申告の受付

前年中に所得のなかった方、また「源泉徴収票」・「保険料控除」など必要書類が整っている方は申告書に必要事項を記載し必要書類の写しを同封し郵送してもかまいません。

ただし、記載内容や書類に不備のある場合はお呼び出しすることがあります。また、障害者控除を受ける方は、障害者手帳の写しを添付してください。

※営業・農業・不動産所得等のある方は郵送での受付はできません。

沖縄税務署の確定申告

「所得税」・「消費税」の生じる方は確定申告が必要となります。

沖縄税務署の平成24年分の確定申告会場は次のとおりです。

【ところ】沖縄商工会議所ホール
【期 間】2月1日～3月15日
（土・日・祝日を除く）

【時 間】午前9時～午後4時
【お問い合わせ】

沖縄税務署
☎098-938-0031

申告日程及び会場

【受付時間】午前9時～午前11時30分、午後1時～午後4時

日 時	対象地域	会 場
2/6(水)	平安座・桃原・上原・宮城・池味・伊計・浜・比嘉・津堅	与那城庁舎ロビー
2/7(木)	屋慶名・饒辺・照間	勝連シビックセンターホール
2/8(金)	西原(与)・与那城・南風原・内間	
2/12(火)	平敷屋・平安名	
2/13(水)	嘉手苅・山城・前原(石)・東恩納・美原	石川保健相談センター
2/14(木)	松島・宮前・東山・旭・港	
2/15(金)	曙・南栄・城北・中央・伊波	
2/18(月)	具志川・赤野	
2/19(火)	田場・大田	健康福祉センター「うるみん」3階ホール
2/20(水)	宇堅・天願・昆布・栄野比	
2/21(木)	川崎・西原(具)・安慶名	
2/22(金)	みどり町一丁目～六丁目	
2/25(月)	平良川・上平良川・上江洲	
2/26(火)	兼箇段・米原・喜仲	
2/27(水)	赤道・新赤道	
2/28(木)	江州・豊原・前原(具)・志林川	
3/1(金)	宮里・川田・塩屋・高江洲	
3/4(月)～ 3/15(金)	市内全域(土日を除く)	

※土・日・祝日を除きます。

※対象地域ごとに会場と日程を指定しておりますが、指定された日に申告できない方は、都合の良い日程を選び期限内に申告をしてください。

※毎年、最終日に近くなると大変混み合い、待ち時間が長くなることが予想されますので、早めに申告を済ませてください。

【お問い合わせ】 市民税課 ☎098-973-5382